

【共済組合】

- 注1 転入前の共済組合からの借入金を返済するために、当共済組合で貸付けを受ける場合のみ提出
- ◆申込締切日 … 貸付決定月の5日（県の休日の場合は、その翌日）必着
 - ◆貸付限度額 … 転入前の共済組合の貸付金残高の範囲内、かつ、当共済組合の定める最高限度額の範囲内
 - ◆貸付金の単位 … 1円単位
 - ◆貸付金の振込 … 貸付決定月の22日（県の休日の場合は、その翌日）に本人の口座に振り込む。転入前の共済組合への返済は、組合員自身が行う。
- 注2 未償還元利金は、原則全額一括返済となる。当共済組合からの通知で指定する口座に振り込むことにより、即やかに返済する。
- ただし、転出先共済組合との協定により、転出後も引き続き償還が可能な場合は、当共済組合から通知する。
- 注3 未償還元利金は、退職手当から控除する（退職手当から全額控除できない場合は、不足分を、当共済組合からの通知で指定する口座に振り込む。）。

【互助組合】

- ㊦1 転入前又は転出先の互助組合との協定により、引き続き給与から償還が可能な場合がある。
- ㊦2 異動から数か月間は、互助組合が指定する口座へ振り込む必要がある場合がある。
- ㊦3 当互助組合に加入できない市町費の職員になる場合は、転出扱いとなり、未償還元利金は、全額振込による償還となる。
- ㊦4 未償還元利金は、退職手当から控除する（退職手当から全額控除できない場合は、不足分を指定する口座へ振り込む。ただし、一部の市町費職員は全額振込による償還となる。）

例年、「人事異動に伴う組合員資格取得等の事務処理一覧」をこの福利ひろしま3月号で掲載しているところですが、現在、事務処理の簡素化等に向けた見直しを行っているところであり、詳細が決定次第、別途通知させていただきます（令和8年3月上旬を予定しています）。